

発生史的視角からの「標準職業分類」批判

——イギリスの分類と日本の分類の距離——

下田平 裕 身

I 「日本標準職業分類」の基本性格

1. 職業分類の分析用具としての有効性

「日本標準職業分類」は、設定以来、すでに30年近くの歴史をもち、現在に至るまで、国勢調査を中心に若干の修正を加えながら用いられてきている。しかしながら、これまでの日本社会の実態的な研究において、この分類が切れ味鋭い分析用具として機能してきたとはどうも言い難い。それは、さしあたって、この分類によって人口を分割した割合、どのような性格の集団区分が得られるのかが明確でないし、また分類された集団を検証してみても鮮明な社会的性格の相違を検出できないといった経験的な批評にすぎないが、実証的な社会分析を行ったことのある人は多かれ少なかれこの点に同意するであろう。実際に職業分類を用いた社会分析そのものの数がきわめて少ない（とくに中分類・小分類のレベルにおいて）こともこの点を裏づけている。しかしながら、それは、何故なのか、という問に答えることは、それほど容易なことではない。そこには、これまでほとんど整理されてこなかった複雑きわまる問題がはらまれている。小稿は、この問題をめぐるいくつかの側面について基本的な論点を整理しようと試みるものである。

現行の日本の職業分類が有効な分析用具として機能していないとしてその理由を問うとすれば、さしあたり、問題領域を次の二つに区分してみる必要がある——(1)「職業」「労働」あるいは「仕事」という要因による社会集団の形成が

実際の日本社会においてどのような形をとって現象しているのか（あるいは、いないのか）という問題、(2)職業分類を社会分析の用具として用いる場合、分類の基底に横たわる概念の構成にはらまれる問題、およびその延長上に、具体的な分類項目を設定する過程においてはらまれる問題。

二つの問題領域は実際には密接に重なりあっている。というよりは、一つの問題の盾の表裏であるかもしれない。なぜなら、「職業」という概念そのものが現実の社会から帰納されたすぐれて実態的な概念であるし、分類の設定後の歴史のなかでたえず実態との関連で検証が続けられ、変更・修正が加えられてきたからである。にもかかわらず、二つの問題は混同されてはならないし、また、いずれの領域から接近するかにより問題の質に大きな違いが出てくる。ここでは、次にみるような戦後日本の職業分類の特殊な形成史からいっても、まず、(2)の領域の問題を整理しておくことが必要であると考えられる。そうした作業が(1)の問題にとっての導入部にもなっていることは言うまでもない。

2. 戦後の標準職業分類の形成史

現行の「日本標準職業分類」（昭和35年3月設定、45年、54年にそれぞれ改訂）の出発点は占領下の昭和25年国勢調査用に準備された「昭和25年国勢調査用職業分類」である⁽¹⁾。この年の国勢調査は、占領軍の示唆により国際連合が提唱した「1950年世界センサス」企画に参加する形で実施された。したがって、調査で用いる職業分類の下敷きとなったのは、産業分類やそ

(1) 「日本標準職業分類」をめぐる経緯のあらすじについては、行政管理庁「日本標準職業分類」（昭和55年3月）を

参照。

他の分類基準と同様に、国際的なセンサス企画のなかで、できる限り国際的な共通化を計ろうとして準備された職業分類素案であった。この国際レベルでの標準職業分類案はさらに整備されて、後の1958年に国際労働機構 (ILO) によって「国際標準職業分類 (ISCO)」として設定されることになった⁽²⁾。とりあえず第一に注意しておきたいことは、日本における第二次大戦後の公的統計における職業分類が大正9年以來の戦前の国勢調査用の職業分類の系譜によらず、むしろ戦後の国際的な分類共通化の動向に合せる形で設定されたことである。

昭和25年国勢調査で用いられた職業分類を現在使用されている分類と比較してみると、大分類レベルの骨格はほとんど同じであるが、中分類・小分類レベルでは、まだ現在のような形に

仕上がっていなかったこと、特に、中分類レベルの考え方が確立されていなかったことがわかる (表1)。その後、統計委員会や昭和27年に発足した統計審議会、また、国勢調査を担当する総理府統計局によって標準的な職業分類を設定する作業が続けられた。とくに、統計上の実的な使用レベルである中分類からさらに進んで小分類レベルまでが、昭和30年国勢調査の実施時点までにほぼ現在に近いスタイルに仕上がっていたと言える (昭和28年3月「日本標準職業分類」刊行、ただし、正式の設定は35年3月)。この後、35年と40年の国勢調査では、わずかな手直しが行われたのみで、基本的にはほぼ同一の分類基準が用いられている。ついで、「社会経済状態の変化によって職業にもかなりの変化が認められるようになり、標準分類の適

表1 国勢調査の職業分類の推移 大分類レベル、()内は中分類の数

25年国調	30年・35年国調	40年国調	45年・50年国調
I 専門的・技術的職業(3)	I 専門的・技術的職業従事者(5)	I 専門的・技術的職業従事者(5)	A 専門的・技術的職業従事者(1)
II 管理的職業(1)	II 管理的職業従事者(1)	II 管理的職業従事者(1)	B 管理的職業従事者(3)
III 事務従事者(1)	III 事務従事者(2)	III 事務従事者(2)	C 事務従事者(3)
IV 販売従事者(1)	IV 販売従事者(2)	IV 販売従事者(2)	D 販売従事者(2)
V 農夫・伐木夫・猟師・漁夫及び類似従業者(3)	V 農林・漁業従事者および類似職業従事者(2)	V 農林・漁業従事者(2)	E. F 農林・漁業従業者(2)
VI 採鉱・採石の職業(1)	VI 採鉱・採石従事者(1)	VI 採鉱・採石従事者(1)	G 採鉱・採石従業者(1)
VII 運輸の職業(1)	VII 運輸従事者(1)	VII 運輸・通信従事者(4)	H 運輸・通信従事者(4)
VIII 特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者(7)	VIII 運輸従事者(3)	VIII 技能工、生産工程従事者および単純労働者(2)	I 技能工・生産工程従業者及び単純従業者(2)
IX サービス職業(1)	IX 技能工・生産工程従事者および他に分類されない単純労働者(1)	IX 保安サービス従事者(1)	J 保安職業従事者(1)
X 分類不能の職業(1)	IX サービス職業従事者(3)	X サービス職業従事者(2)	K サービス職業従事者(3)
	X 分類不能の職業(1)	XI 分類不能の職業(1)	L 分類不能の職業(1)

昭和30年国勢調査以降の職業分類の変化を追ってみると、まず、30年と35年はほとんど変更がない。わずかに35年に「VII 運輸従事者」が「VII 運輸・通信従事者」となり、中分類に「通信従事者」が新設されたこと、「VIII 技術能工、生産工程従事者および単純労働者」の項目で「金属材料製造従事者」が別掲されたぐらいである。35年から40年にかけても変化は少なく、「IX サービス職業従事者」から、大分類として「IX 保安サービス従事者」が独立したにとどまる。40年と45年の間は、本文に見るように、「日本標準職業分類」の改訂をはさむために、これに沿ってかなり大幅な改訂が行われている。特に、「A = I 専門的・技術的職業従事者」の中分類は5から11に増やされ、また「B = II 管理的職業従事者」では1から3へ、「C = III 事務従事者」では、2から3へ、「K = X サービス職業従事者」では2から3へ、それぞれ中分類が充実をみている。しかし、その他の大分類項目では変化がみられず、この改訂が主として“サービス経済化”“ホワイト・カラー化”現象に対応するものであったことを物語っている。ついで、45年と50年はまったく変化がない。

(2) I.L.O., International Standard Classification of

Occupations (Geneva, 1958)

用に当たって現状にそぐわない点が生じてきたこと、及び1968年に国際労働機関（ILO）によって国際標準職業分類（ISCO）が改訂されたこと⁽³⁾から、43年に統計審議会を中心に改訂作業が始まり、45年3月に第一回の改訂が行われ、ついで、54年に二回目の改訂が行われている。これらの改訂の主な内容は、「専門的・技術的職業」「管理的職業」「事務」および「サービス職業」などのノン・マニュアル系職業の中・小分類レベルでの細分化であり、いわゆるサービス経済化現象、あるいはホワイト・カラー化現象による職業編成の多様化に応ずるものであった(表1)。したがって、ここで第二に、現行の標準職業分類の基本的な考え方に関しては、戦後初期の国際的な「標準」に沿っての設定以来、ほとんど変化しておらず、また、なんらの疑問も提起されないまま現在まで踏襲されてきていることに注目しておきたい。

繰返すことになるが、日本の現行の公的な職業分類およびその背後にある考え方は、日本社会の現実から帰納的に導かれたというよりは、むしろ国際的な基準に沿う形で形成されたという性格が強く、この点についての問題も提起されてこなかった。いうまでもなく、「標準職業分類」の分析用具としての有効性の低さは、この点に大きくかかわりがあるだろう。

3. 「国際標準職業分類（ISCO）」の基本特徴の継承

25年国勢調査の職業分類設定の作業にあたって、具体的にどのような国際的な職業分類の共通化素案が参考にされたのかはさしあたって資料的に確認できないが、ほぼ1958年設定のILOのISCO分類に近いものと類推される。25年国調の分類とISCO分類とを対照してみると、大分類レベルはまったく同じであり、分類の基本的な考え方について国際的な基準に従ったことは明らかである(表1と表2)。ただ同時に、中・小分類レベルでは欧米の分類を参考にしたり、また日本の実情に合わせてかなり独自の工夫が行われたことも、両者の対照から十分に類推できる。

しかしながら1958年のISCO分類から判断する限り、日本の職業分類案作成の参考に供された国際的な素案は、分類の基本的な考え方において特徴性の薄いものであった。分類の設定において、基本的には、イギリスの職業分類に起源を持つ伝統的な分類法を踏襲しているのであるが、イギリスの分類が発生的に有していたいくつかの基本的な発想が消滅していたり、あるいはきわめてあいまい化してしまっている。おそらくは国際的レベルでの分類形式の共通化という目的のために、それぞれの国で蓄積され

表2 ILOの「国際標準職業分類(SCO)」 ()内は中分類の数

1958年版	1968年版
0 専門的・技術的職業従事者(2)	0/1 専門的・技術的職業従事者(1)
1 行政的・管理的職業従事者(2)	2 管理的職業従事者(2)
2 事務従事者(3)	3 事務従事者(1)
3 販売従事者(4)	4 販売従事者(7)
4 農夫・漁夫・猟師・伐採夫(5)	5 サービス職業従事者(1)
5 鉱夫・採石夫(4)	6 農・林・畜産業従事者(5)
6 運輸・通信従事者(1)	7/8/9 生産工程従事者・運輸機器操作者・単純労働者(3)
7/8 技能工・生産工程従事者・単純労働者(x)	X 分類不能
9 サービス・スポーツ・レクリエーション従事者(1)	
X 分類不能	

(3) 昭和43年5月の第188回統計審議会への諮問による。

てきた分類法の個性的な発想部分が削りとられたのではないかと類推される。この類推については、次節以下でイギリスの職業分類を検討することによって補強する。ここでは、日本の標準職業分類の基本的な考え方における形式性あるいは没個性的な性格がその下敷きとなった国際的な標準案それ自体の特徴を引継いでいるのではないかという論点を提起しておきたい。一例をあげるなら、国際分類は、あきらかに大分類項目の設定、その並べかたの順序などの骨格について、イギリス分類の伝統を継承しているのであるが、その背後にある考え方や意味については、もはや分類そのものからは類推することが出来なくなっている。まして国際分類を媒介項においた日本の分類の成立時には、そうした疑問すら発せられなくなっていたのである。

なお、ISCO 分類は1968年に改訂されるが、興味深いことは、この改訂版では、分類上の基本的な考え方について個性的な特徴が姿を表わしてきていることである⁽⁴⁾。しかし、この改訂をうけて行われた日本の標準分類の改訂では、そうした影響を受けず、むしろ特徴の少ない旧版の骨格を踏襲し続けている。

II イギリス職業分類の発生史的 성격

1. 分類上の概念としての「職業」概念

(以下の検討に用いるイギリスの標準職業分類は、国勢調査局 (Office of Population Censuses and Surveys) 発行の「国勢調査局・職業分類 (OPCS Classification of Occupation 1980)」(略称「OPCS 分類」) によった。この分類の基礎になっているのは、雇用省 (Department of Employment) 発行の「職業分類・職業名称録 (Classification of Occupation and Directory of Title of Occupation)」(略称「CODOT 分類」) である。この他

に「統計用基幹職業分類 (Key Occupations for Statistical Purposes)」(略称「KOS 分類」) がある。イギリスの職業分類の基本的な考え方を知らするためには、OPCS 分類がもっとも適当と考えたためにこれによった。)

イギリス国勢調査局は、職業分類の基本的な考え方について次のように規定している。「(分類の) 主たる目的は少なくとも一つの特徴を共有する集団を規定すること」であり、「すべての集団に共通する基本的な特徴とは、遂行されている仕事の種類 (the kind of work done) および遂行されている活動の性質 (the nature of the operation performed) である。」だが職業分類の基本的な考え方についてももっとも簡略な説明をあたえるにしても、これだけにとどまりえないことは言うまでもない。上記の説明は続けて次のように補足する。「しかしながら、作業に用いられる原材料、付随する技能(skill) の程度、必要とされる肉体的なエネルギー、環境条件、職業に付随する社会的・経済的地位、ないしはこれらの要因の複合のために、遂行される仕事の種類のみに基づいて分類された単位集団があまり包括的にすぎると思われる場合は実質的に異なる職業を構成している集団を特定するために、上記の単位集団はこれらの他の要因に基づいてさらに分割されることになる。」

(下線部、引用者)⁽⁵⁾

この説明には、職業分類の発生史的な性格から生みだされた特徴が鮮明に刻みつけられているように思われる。粗いスケッチを描くなら、職業分類の発生期には、「職業 (Occupation)」という概念はあらためて規定を要しないほど実態的な裏付けを持つ概念であった。ところが、その後の歴史的な推移とともに、分類と実態との乖離が目立つようになり、その都度、手直しが積み重ねられ、新しい分類指標も付け加えられていった。こうしてできあがった現行の職業

(4) I.L.O., International Standard Classification of Occupations, revised edition, 1968 (Geneva, 1969). ノン・マニュアル系職業の分類、管理職、監督者などの扱いに、旧版には無かった特色が見られる。

(5) Office of Population Censuses and Surveys (OPCS), Census 1981: Definitions, Great Britain, (HMSO, 1981). および OPCS, Classification of Occupations and coding index (HMSO, 1980) による。

分類は、発生時の性格とそれ以降に修正・付加された性格とが複合されたものとなった。そして、現在時点で存在する複合的な分類内容そのものからあらためて分類原則を帰納的に問いなおしてみれば、上記の説明のように共通する基本特徴として「遂行される仕事の種類ないし活動の性質」だけが取りだされることになる。共通する特徴としては、それしかない。だが、それは、「職業」という概念、あるいは、実在する職業分類にとって、そこに共通する必要条件であっても、十分条件ではない。十分条件をあたえたとすれば、上記の国勢調査局の説明の付加部分のように、原材料、技能、肉体的エネルギー、環境条件、社会的・経済的地位といったさまざまな条件を列挙せざるをえないのであるが、たとえ用いられたすべての分類指標を列挙したとしても十分条件にはなりえない。「(これらのさまざまな指標ないしその複合が) 実質的に異なる職業を構成している集団を特定する(identify) ときに、これらの指標を用いて分割する」と言わざるをえず、分類の定義それ自体のうちに経験的に実在する「職業」概念を前提せざるをえないのである。こうした分類原則をめぐる複雑さは、現実の「職業」概念そのものの混沌状態を反映するものといえる。以上のようにみれば、現行の職業分類について一般的な「分類原則」を先験的に求めることはあまり意味がなく、むしろ分類そのものから「基準」を帰納的に探りだすほかにないように思われる。しかも、分類の成立時点から現在に至るまで実態との関係でたえず修正・追加が積み重ねられていることを考えれば、分類の発生時までさかのぼっての検討が必要にならう。この点では、もっとも長い歴史を持つイギリスの分類がその発生から現在に至る経過を分類それ自身のうちになりに色濃くとどめているように思える。逆に、国際標準分類やそれを下敷きにした日本の分類では、こうした発生史的な痕跡が除去されてしまっており、その意味で実態からいっそう

乖離した形式性の強い分類になっている。とくに日本の分類の場合は、国際分類を間において職業分類の発生起源から遠ざかっており、分類の本来の目的や意味からますます離れて分類基準の形式的な統一性が重視され、その分だけさらに分類すべき対象の実態から遠ざかっていったように思われる。

2. 「職業分類」への関心の起源

(1)「職業」という概念自体は古い歴史を持つにせよ、実態的な社会分析の用具としての職業分類の直接的な起源は一九世紀末に遡る。この当時のイギリスにおいて、「職業 (occupation)」が社会分析上の用具として、いかにれば人々を社会的性格の異なる集団に分類する有効な指標として強く意識された背景には、当時の深刻な社会的な政策課題が存在していた⁽⁶⁾。一つは、死亡率、とくに乳幼児死亡率の社会的格差に象徴される医療・保健・衛生問題である。この領域に公的な政策介入の拡大を主張する人達は、死亡率、とくに乳幼児死亡率の社会集団による格差が鮮明に立証されることを望んだ。また、この問題に部分的にからみあって、出生率——人口増加率の社会的な格差の存在もとりあげられていた。ネオ・ダーウィニズムの風潮のなかで、「下層階級」の出生率(人口増加率)の高さと「中・上流階級」の出生率の低さが「社会の低落の危機」をもたらすと憂える人々があり、かれらも出生率の社会階級による相違を確証したいと考えていたのである。そして興味深いことは、こうした目的での社会階級ないし社会集団の分割にとって、「職業」が有効な指標になると考えられたことである。したがって、ここで強調しておくべきことは、発生史的な経過からみれば、「職業分類」はすぐれて特定の社会的な問題意識に結びついて生れたという事実であり、さらに具体的には、乳幼児死亡率の格差の背景となっているような生活の総合的なあり方を異にする社会集団——鮮明な序列をもった社会集団——「社会階級」(social

(6) Simon R.S. Stretzer, The genesis of the Registrar-General's social classification of occupations (The British Journal of Sociology Volume XXXV

Number 4, 1984) また、拙稿「一九一一年国民保険成立以前のイギリスの医療問題」(『経済と経済学』第32号)を参照。関連文献はこれらの二つの論稿にあげてある。

class) を区分する上できわめて有効な指標と考えられていたという点である。

もちろん、この場合、「職業」(あるいは労働)だけが唯一の有効な指標と考えられた訳ではない。実際に、「社会階級」を分類する上で職業という指標がきわめて有効であるかどうかについてはかなりの論議があった。一九世紀以来、「社会階級」を分類する上で、とくに上・中流階級と労働階級を区分するために、資産の有無と規模、税金支払いの有無、住居の種類と大きさ、居住地区、召使の数等の指標が用いられてきた⁽⁷⁾。だが、これらの指標は、主として「持てる者」と「持たざる者」を区別する粗い指標であり、「階級」の異質性を確認するための指標であったといえる。

この点では、「職業」という指標は、こうした指標とは異なる意味を持っていた。「階級」を区分しようとしているのであるが、そこにはどの階級にも共通する分類基準が適用されようとしていたのである。ここでは、「階級」の異質性と同時に共通性が意識されている。「職業」あるいは従事する労働(work)の性格が階級を区分する上でもっとも有効な、かつ社会全体への適用性を持つ一般的な指標とみなされたことのうちに、当時の「社会」と「社会階級」をめぐる認識の変化が表現されていたといえよう。

(2)ところで、社会的に形成され流通している「職業」概念それ自体をめぐる問題と社会分析の用具として「職業分類」を用いる場合に生ずる問題とは混同して扱われる場合が多いが、両者は厳密な区別を要する問題である。なぜなら現行の職業分類をめぐる基本的な問題の一つは実態的に存在し流通する職業概念と分類上の基準(分類原則として設定された職業概念)との連関を問うことにあるからだ。

前述のように、社会分析用具としてのイギリスの職業分類の起源は19世紀末にあるが、「職

業」という概念そのものははるかに古い歴史を持つことはいうまでもない。前資本主義期はさておき近代に限定すれば、イギリスの「職業」概念は、市民階級ないしミドル・クラス、あるいは表現を変えるなら、新興資本家層とその周辺に拡がる人々に直接の起源を持つことは、これまでの研究を通してかなり十分に確められてきている⁽⁸⁾。近代イギリスの「職業」概念が新興のミドル・クラスに固有の起源を持つという意味については、まず旧封建土地貴族の系譜をひく非生産的あるいは反労働的でさえある上流階級(upper class)に対して、かれらが働くことに価値を見出す「働く(work)階級」であることが鋭く対置されている点が注目される。だが、それと同時に重要なことは、「働く」ことの内容(労働)については、ミドル・クラスの従事する労働が肉体労働階級(manual working class)の従事するマニュアルな労働とはまったく異質なものであることが当然のように前提されていたことである。具体的には、高度に専門化された専門職業(profession)であるか、もしくはマニュアルな労働の上位にあってそれを指揮・管理する(manage)労働であった。職業概念のもっとも初期の形態は、早くからディマケーションが確立されており、自立度の高い集団として形成されていた医師、法律家、会計士、教師、技師などの「専門職業」集団(professional)であり、ついで企業の経営に参画する管理的職業(manager)と公的機関の運営にたずさわる行政官(administrator)であった。「職業」概念はここを原点にして他の労働集団にも拡大適用されていき、その過程で逆に分類上で用いられる「職業」という概念自体が変容していくことになるのだが、この原点はたえず想起される必要がある。

だが、ミドル・クラスの「職業」ないし「労働」の原点的なイメージが自立的な専門職を典型とするノン・マニュアル労働であったにせよ

(7) D. Baxter, *National Income* (London, 1867), L. Levi, *Wages and Earnings of the Working Class* (London, 1861), H. Mayhew, *London Labour and London Poor* (London, 1864) 等を参照。

(8) この大きなテーマについては、参考文献は多すぎる。さしあたり、拙稿「階級概念の考現学」(『労働史研究』創刊号)を参照。

「社会階級」区分の上で「職業」という分類原則が選択されたことは、この概念がもともとの発生的な限定性を越えて、肉体労働階級を含むすべての「労働する者」——社会一般に適用されることを意味した。このように「社会階級」の一般的な分類基準として採用されるとき、「職業」という概念には大きな意味変化が生ずるが、この意味変化はしばしば見落とされてきたのであった。

3. イギリス職業分類の成立時の基本骨格

以上のように、イギリスの職業分類は、具体的な政策課題の文脈のなかで、序列性を持った社会集団の分類——「社会階級分類」と重合する形で形成された。「社会階級」は「職業分類」にとって分類上の骨格をあたえるものと考えられ、また逆に、「職業分類」は「社会階級」の具体的な編成を表示するものとみなされていたのである。戦後の日本の職業分類は、社会階級分類としての痕跡をとどめた国際分類を踏襲した

のであるが、このような発生的な系譜はまったく意識されてこなかった。この点もまた日本における標準職業分類の分析用具としての不鮮明さに関連を持っているに違いあるまい。

「社会階級 (social class)」と重合する形での職業分類が確立したのは、1911年と1921年のセンサスにおいてであった。1921年のセンサスで用いられた「社会階級」の類型は、ほぼ現在の形に近い。「社会階級分類」は1911年センサスにおいて初めて採用され、それ以後もっとも最近のセンサスに至るまで引続いて用いられているが、その基本性格は一貫して変わっていない。また、この分類はイギリスにおける社会集団分割のための有効な指標として広く用いられてきた。

1981年センサスで用いられた「社会階級分類」は、表3の通りである。すべての職業分類項目は、序列性を持ったこれらの7類型のいずれかに位置づけられる。

表3 社会階級分類 (1981年センサス)

I 専門的職業	Professional, etc. occupations
II 中間的職業	Intermediate occupations
III (N)熟練職業・ノンマニュアル	Skilled occupation (N) non-manual
III (M)熟練職業・マニュアル	Skilled occupations (M) manual
IV 部分的熟練職業	Partly skilled occupations
V 不熟練職業	Unskilled occupations
VI 軍隊および記述不十分	Armed forces and inadequately described

「社会階級分類」の成立以来、その基本型には大きな変化はみられないにせよ、どの職業項目がどの社会階級類型に属するかについては、労働実態の変化に伴う職業内容や職業の社会経済的な位置づけの変化とともに激しく変わってきている。それとともに、成立時点では、一体とみなされていた社会階級分類と職業分類がかつてのように直線的に対応しなくなる事態も起きる。たとえば、ある時期まで職業分類の一つの中分類項目は、全体として同じ社会階級の類型に属するものとされていたが、時代の変化とともに、小分類レベルで異なる社会階級類型への配属を考えなければならないようなケースも

出てくる(表4)。さらには、社会階級分類自身の意味づけや分類目的にも大きな変化が生じてきた。このような分類の変容を整理して把えていく上でも、まず、われわれは、成立時点における「職業分類」＝「社会階級分類」の基本的な考え方を確認しておく必要がある。

(1)成立時点で分類の基本骨格として考えられていたのは、A専門的職業、B熟練職業、C不熟練職業、の三類型であり、それぞれの典型として具体的にイメージされていたのは、Aについては、高度の自立的な専門職、Bはマニュアルの熟練労働者、Cは単純・不熟練労働の従事者であった。これら三類型は当時の社会階級を

表4 小分類レベルによる「社会階級」所属の違いの例示

大分類1 スタッフ的専門職の中分類・小分類レベルの一部	社会階級所属
1 判事, 検事, 弁護士	I
2 会計士, 税理士, 会計専門職	
1 勅許・公認会計士	I
2 事業企画・事業管理会計業務従事者	II
3 事業予算・製品原価算定士	II
4 不動産鑑定士, 損害鑑定士	II
5 会計事務管理職	II
6 保険業者, 株式引受け業者, 仲買人, 投資コンサルタント	II
7 税務関係専門職	II
3 人事・労務関係管理職, 動作・時間・機能研究技術者	
1 人事・労務関係管理職	II
2 組織・方式研究・動作・時間・機能研究技術者, OR技術者	II
4 経済アナリスト, 統計技術者, システム・アナリスト, 計算機プログラマー	
1 経済アナリスト, 統計技術者, 保険数理技術者	I
2 システム・アナリスト, 計算機プログラマー	II
5 市場調査・販売・広告・宣伝・購買担当管理職	
1 市場調査・販売責任者, 同幹部職員	II
2 広告・宣伝幹部職員	II
3 買付け担当者(小売)	II
4 買付け担当者・購入担当管理職(小売を除く)	II
(以下 略)	

もともこの大分類項目は、法務関係者、公認会計士、高級行政官などの典型的な「社会階級 I」に所属する職業群であったが、中・下位のグレイドのスタッフ的専門職業群の増加、とくに経済関係職務の増加とともに、「社会階級 I」と「社会階級 II」が混在し、小分類レベルで分けざるをえなくなった。

表5 「社会階級分類」——成立時と現行の対照

成立時の類型 (1911年及び21年センサス)	現行の類型 (1981年センサス)
ノン・マニュアル — A 専門的職業 —> I 専門的職業 (原型3類型) (基本5類型) ↓ II 中間的職業	ノン・マニュアル — I 専門的職業 ↓ II 中間的職業
マニュアル — B 熟練職業 —> III 熟練職業 ↓ IV 中間的熟練職業	{ ノン・マニュアル } — III 熟練職業 (N) { マニュアル } — III 熟練職業 (M) { ノン・マニュアル } — IV 部分的熟練職業 { マニュアル }
↓ C 不熟練職業 —> V 不専門的職業	マニュアル — V 不熟練職業 VI 軍隊及び記述不十分

おおまかに把握する上でのキーポイントであり、Aは、社会の中・上層の階級を典型的に代表し、またBは、労働階級の上層を、Cは、労働階級の下層を表現するものとイメージされていた。

これらの三類型から出発して、AとBの間、およびBとCの間にそれぞれ中間的な階級類型が設けられることにより、社会階級の基本五類型が出来上がったのであった⁽⁹⁾(表5)。職業=社

(9) 前掲, Strezer, pp.530-531.

階級におけるこのような把握は、一九世紀から二十世紀初めにかけての公私の実態調査で用いられた社会階級カテゴリーとほぼ重なりあうものであり、当時の社会調査者・観察者による実感的な裏付を十分に得ることが出来る¹⁰⁾。

(2)基本五類型の序列構造は、社会階級Ⅰから社会階級Ⅴに至る上下関係が中心であるが、今一つ、この時点では、一九世紀以来のノン・マニュアル——ホワイト・カラーとマニュアル——ブルー・カラーの間の伝統的な階級区分がなお鮮明に生きていたことに注意しておかねばならない。したがって、「Ⅰ専門的職業」「Ⅱ中間的職業」の上位二類型は、ノン・マニュアル労働に従事する上・中流階級に対応し、「Ⅲ熟練職業」「Ⅳ部分熟練職業」「Ⅴ不熟練職業」の下位三類型は、マニュアル労働に従事する労働階級に対応するものとして、二つのグループの間には、階級区分の太い線がひかれていた。

(3)「職業」概念として、ノンマニュアル分野では、専門職 (professional) を想起し、マニュアル分野では、職人的な熟練労働者を想起する限り、分類は容易にみえた。これらはいずれも、ディマケーションが明確で個人的な自立度の高い労働であり、社会的な流通状態のなから容易に職業名称を特定し、それを分類基準とすることが出来たからである。だが、いうまでもなく、当時においても、ノン・マニュアル、マニュアルを問わず、社会的な流通状態から職業名称を特定できないような労働が裾野広く拡大しつつあった。とくにノン・マニュアルでは、中堅的な事務従事者、マニュアルでは、工場労働者が問題であった。いずれも専門職や熟練職人のように属人的な完結性を持たない組織的労働に従事する者であり、数の上でも急激に増大しつつあった。こうした集団を把えるために、

ノン・マニュアルでは「Ⅱ中間的職業」、マニュアルでは「Ⅳ部分的熟練職業 (中間的熟練ないし半熟練職業)」というカテゴリーが設けられることになった。しかしながら、この「中間 (intermediate)」という呼称自体はきわめて便宜的であり、職業名称の特定されない大量の組織的労働従事者を積極的な規定において把握できなかったことを物語っている。この中間階層をどのように把握するかという問題は現在まで存在し続けてきたのであり、分類の成立時点ですでに明瞭に姿を表わしていることは興味深い。

(4)分類法としては、専門職や熟練職人のような伝統的タイプの職業グループと組織労働に従事する者のグループとでは、異なるものとならざるをえなかった。事務職や工場労働については、専門職や熟練職人の場合のように社会的に成立し流通している職業名称を拾いあげて、分類基準にするという訳にはいかない。そこで「専門性」を持たない下位のノン・マニュアル労働は、「事務職 (clerk)」として一括されたり、また、大規模事業所の生産工程の従事者は産業、業種、工程、労働対象などによって分類されることになる。あえてこうした分類の基準について述べるなら、先にあげたイギリス国勢調査局の説明のように、結局は「遂行される仕事の種類ないし業務の性質」という表現に帰着する。このような組織性の強い労働においては専門職や職人型労働のように属人的な要因によってではなく、むしろ産業、業種、労働対象といった労働をめぐる外的な条件によって規定す

参考表 社会階級別1歳未満の乳幼児死亡率 (1906年)
(1000人当)

社会階級	1ヶ月未満	2～6ヶ月	7～12ヶ月	1歳未満計
上・中流階級	30.2	27.9	18.3	76.4
商店主・店員など	36.5	40.9	29.0	106.4
熟練労働者	36.8	43.3	32.6	112.7
中堅的労働者	38.6	46.5	36.4	121.5
繊維労働者	44.4	60.2	43.5	148.1
不熟練労働者	42.5	60.0	50.0	152.5
炭鉱員	46.5	62.0	51.6	160.1
農業労働者	36.8	36.1	24.0	96.9

10) たとえば、W. Brend, *Health and the State* (London, 1917) p. 85 は以下の表のように、社会階級を区分している。農業労働者、繊維労働者、炭鉱員を特に取りだしているのは、乳幼児死亡率の違いが顕著であることによる。また、この他にチャールズ・ブースや B. S. ラウントリーが貧困調査で用いた階級分類をみても、この当時の観察者による階級認識の共通性を確認しうる。

る他はないのである。ただ、いったんこのような分類基準が立てられれば、その後の分類はおおむね技術的なものとなる。いずれにせよ、現在に至るまで、「職業分類」のなかには、属人性の強い原型的な「職業」概念による分類と上のような組織労働に適用される分類の性格の異なる基準が混在することになった。

なお、分類論的に明瞭なのは、最下位に位置する不熟練労働者である。この層は、「不熟練」という要因以外に、労働をめぐる積極的な規定性を持たない。上の組織的労働の従事者のように労働をめぐる外的な条件との関係性も薄く、したがって、「不熟練」の分類項目は極めて簡単なものとなる。

「職業」という概念は社会的な流通状態から拾いあげられ、意図的にすべての階級に共通する普遍的な分類基準として採用されるとき、当然に概念の意味転換が生ずるが、この転換は必ずしも一挙に進行したのではなかった。成立初期の分類には、さまざまな分類原則が錯綜している観がある。この時点では、分類の基準について体系的に叙述することはできないし、また、その意味もないようだ。ノン・マニュアルとマニュアルの区分にせよ、それぞれの内部の細かい分類にせよ、あらかじめ準備された統一的な基準によって区分されたというより、むしろ「社会階級」構成の実感的な把握に沿って行われている。出来上がった分類における分類基準の錯綜性、非体系的性、非一貫性は、職業をめぐる実態そのものを反映していた。だから、こうした非体系的、非統一的な分類は、この当時の「社会階級」構成の実感的な把握に裏打ちされていたのである。しかしながら、時代を経るとともに、こうした実態による保障は消滅し、分類と実態との乖離が目立つようになる。この時、分類は一方で現実との距離を埋めようとはかるが、他方では、むしろ実態とはいったん離れて、分類それ自身の論理的整合性・体系的性を要求しはじめる。こうして分類はなおも発生的な痕跡をとどめつつも、発生時点とは異質なものに変わっていくのである。

Ⅲ イギリス職業分類の変容

1. 実態との乖離への対応

職業分類の成立当時、その実態的な背景となっていた「社会階級」構造は、当然ながら歴史の推移とともに変化し、成立時点では重なり合っているかにみえた社会階級の内容や序列構造と職業分類との間の距離が広がる。職業分類はこうした変化への対応を迫られるが、この場合、二つの性格の異なる対応の仕方が重なりあう。一つは、いったん成立した職業分類が自らの基準の統一性、整合性を求めて整序されていくことである。初発時点での職業分類の項目群は、現実に流通するさまざまな職業概念の違いをそのままに拾いあげており、分類基準の統一性、整合性に欠ける反面、実態的な職業概念の裏打ちを持っていた。だが、ひとたび成立した分類には、現実との距離に関心を払うよりは、分類基準の統一性を求めて一人歩きを始める傾向が生れる。しかし、今一つの対応方向として、実態の変化に応じてたえず分類の修正・追加・変更の努力が積重ねられてきたことを否定できない。現行の職業分類には、成立以来の長い歴史のなかでのこうした二種類の複合的な対応の痕跡がとどめられている。

(1)分類の変容について、主な点を拾いあげると、まず成立時点で歴然と存在していたノン・マニュアル系職業とマニュアル系職業の区分は、時代を経るとともに次第にあいまい化していった。それは、いうまでもなく分類の成立時点から現在に至るまでの労働をめぐる歴史的变化を反映している。この時代以降、ノン・マニュアル系労働分野の著しい拡大とその上位から下位を覆う広範な技能領域の広がり、マニュアル労働のノン・マニュアル労働への接近、そして、これらの結果としてのノン・マニュアル——マニュアルの重合ないし交錯が顕著にみられた。また、現行の社会階級分類への職業項目の配属の変化をみても、こうした変化への対応を明瞭に跡づけることが出来る。「I 専門的職業」と「II 中間的職業」の上位二種類はなおもノン・

マニュアルに位置付けられているが、「Ⅲ熟練職業」の項目にノン・マニュアルが入りこむとともに、この項目はあらためてノン・マニュアルとマニュアルに二区分されることになった。さらに「Ⅳ部分的熟練職業」の項目にもノン・マニュアルが入りこみ、この項目でもノン・マニュアル、マニュアルが混在することになった。(表5参照)このようなノン・マニュアル、マニュアルの社会階級カテゴリーにおける混在は、伝統的な「ノン・マニュアル上位、マニュアル下位」の発想の変容を物語る。

(2)ノン・マニュアルとマニュアルとの間の階級性を初めとする職業の階級的序列の構造が変化するとともに、職業分類はますます社会階級の実態的な構造から遠ざかる。かつての分類基準の統一性、体系性の欠如は実態をそのままに反映しているところに意味があったのだが、今やその欠陥のみが目立ってくる。そこで当然に分類それ自身のなかから整合的な基準を再把握し、これによって分類の体系性を確立しようとする試みが出てくる。

こうした意味で再把握された統一的な分類基準とは、「技術 (skill)」であった。1981年センサスは、「社会階級分類」の分類基準について次のように説明している。「それぞれのカテゴリー (社会階級カテゴリー……引用者) に含まれる職業グループは、可能な限り、類似の職業的技能 (occupational skill) を持つ人々を括るかたちで選定されている。一般的にいうと、各職業グループは一括して一つの社会階級に所属せしめており、同一職業グループ内部での学歴程度や報酬水準などによる個人間の相違については考慮していない。」⁽¹⁾

この説明は、イギリス職業分類の発生史的な性格を根本的に修正するものといえる。なぜなら、かつての職業分類は、労働の種類という要因ばかりでなく、「報酬」や「学歴程度」その他を包含する総合的な概念としての「社会階級 (social class)」の内容を近似的に表現するものとみなされていたからである。こうした再把握

によって、「社会階級分類」はたんに「職業的技能」の序列を表現するものにすぎなくなってしまう。「技能」以外の要因を考慮しないという説明はこの点を明瞭に宣言するものであった。ここで「社会階級分類」という発生史的呼称とそれが表示する内実には大きなズレが生ずることになる。

(3)イギリス職業分類に起きた主要な変化のなかでも一つ見逃せないのは、「管理職 (manager)」と「監督者 (supervisor/foreman)」の扱いである。まず前者について、もともと設けられていた「管理職」はかなり限定された概念であったが、大企業体を初めとする組織社会の拡大、深化とともに、「経営」や「管理」の機能がますます重要性を高めるようになってきた。そこで、「特定の仕事の分野からある程度自立しているような管理的業務 (management) の場合、それ自体として一つの職業として認知しようという傾向が強まり、管理職を一つのグループ (大分類の設定……引用者) に含めることになった。」⁽²⁾ 一方、「監督者」については、大分類レベルでは、「一般に、監督者は監督が行われる仕事のタイプにかかわって分類される」が、中分類レベルで特別に拾い込まれ、それぞれの大分類項目内の筆頭に位置付けられている。このように、管理職と監督者の扱いは、分類成立後の実態変化のなかで新たに導入された職業上の階級序列の基準を示しており、上にみたような分類基準の形式的な整理とは別方向の動きを示している。

2. 現行のイギリス職業分類の基本骨格

「国際標準職業分類」や日本の職業分類をみる限り、それらは「個人が従事している仕事」についての序列性を持たない、並列的な分類として受けとめられている。しかしながら、イギリスの分類は、上にみてきたような成立過程とそれ以後の経過のなかで大きく変容したにせよなお「社会階級」的な構造を色濃くとどめている。ここで、現行のイギリスの職業分類 (OPCS 1980) における序列的な骨格について、

(1) 前掲, OPCS, Census 1981 : Definitions. p. 27

(2) 前掲, OPCS, Classification of Occupations. p. VII.

簡略に整理しておこう(末尾に、分類表を掲げた)。

(ノン・マニュアルとマニュアル)

(1)ノン・マニュアルとマニュアルの階級的区分は大きく後退しながらなお生きている。まず、各職業分類項目はすべて小分類レベルでノン・マニュアル、マニュアルのいずれに属するかが指定されている。またノン・マニュアル下位は、マニュアルと混じりあい、並列的に置かれているが、ノン・マニュアル上位・中位はなおマニュアル全体より上位に位置することが当然のように前提されている。

(専門職)

(2)職業群全体のなかで序列的にもっとも上位に立ち、分類上まず特掲されるのは、ノン・マニュアルの専門職である。それは「管理職」よりも優先される基準であることに注意しておきたい。この領域は、とくに近年のホワイト・カラー化、サービス経済化現象のなかで分類項目の増加、細分化が進んでおり、現行の分類では1. 管理スタッフの専門職、2. 教育・福祉・保健関係専門職、3. 文芸・芸術・スポーツ、4. 科学・工学・応用工学及び関連分野の専門職、の四つの大分類に分けられる。イギリスの職業分類は他国のそれに比べて、とくにノン・マニュアル系職業の分類が充実していることで知られている。なお、これらの職業群の「社会階級分類」上の位置づけは、上位専門職は、「I 専門的職業」、中位・下位の専門職は、「II 中間的職業」である。

(管理的職業)

(3)次に、上記の専門職を除くノン・マニュアル労働から拾い込まれるのは、5. 管理的職業である。この場合の「管理」は、知識、技術、組織などの“ソフト”的な対象の管理よりも、どちらかといえば、事務所、事業所、現場、小営業体などの“ハード”な対象の管理がイメージされている。前者は、「管理」の機能より「専門性」が優先され専門職として分類される。また、こうした扱いでは、主として「会社・団体の役員」をイメージする「日本標準職業分類」

の「管理的職業従事者」の分類とはかなり異なることに注意しておきたい。この職業群の「社会階級分類」における位置は、主として「II 中間的職業」であり、一部は「II 熟練職業ノン・マニュアル」に位置づけられる。

(その他のノン・マニュアル——事務職、販売、保安・防衛サービス)

(4)その他のノン・マニュアルとして、6. 事務及び関連職業、7. 販売、8. 保安・防衛サービス、があり、これらは大分類としてはほぼ並列的に分類されている。それぞれの大分類内部では、監督者の位置にある者とそれ以外の者が区分される。「社会階級分類」では、主として「III 熟練職業・ノン・マニュアル」に位置づけられる。

(マニュアル系職業)

(5)マニュアル系職業の分類は、すでにふれたように、まず産業、業種、作業工程、労働対象などの基準が先行し、そうした条件に立つて「遂行される仕事の種類(kind of work)」が特定される形で行われる。まず個人が遂行する活動に注目し、産業、業種などのその活動の外的な条件を問わないノン・マニュアル系職業の分類原則とは異なることに改めて注意しておこう。

そこで、マニュアル系職業については、まず産業、業種の基準で、個人サービス業、農林漁業、製造業、運輸業、建設業・鉱業の別に大分類が立てられる。とくに製造業は、業種や作業工程に沿って、三つの大分類が立てられている。

マニュアル系の大分類を順にあげると、以下の七つである。

9. 調理・清掃・美容その他の個人サービス職業
10. 農業、漁業および関連職業
11. 材料加工：製造・修理作業の従事者
(除金属・電気)
12. 金属・機械の製造・加工・修理作業の従事者
13. 塗装・反復組立て・製品検査・包装関

連作業の従事者

14 建設業、鉱業その他関連業務の従事者

15 運輸、材料移動、貯蔵その他関連業務の従事者

(6) マニュアル系職業群の「社会階級分類」における位置付けは、まず、監督者の位置にあれば、例外なく「Ⅲ熟練職業・マニュアル」とされる。ついで一般作業員について、製造業系では、ほとんどの項目が「Ⅲ熟練職業・マニュアル」に位置付けられているが、一部は「Ⅳ部分的熟練職業」とされている。とくに、大量生産ラインの組立て工など連続反復作業工程の従事者がⅣに位置付けられていることが注意される。農林漁業では、監督者を除いてほとんどが「Ⅳ部分的熟練職業」に位置付けられる（農場主は、「管理者」に分類）。また、建設・鉱業と運輸業では、「Ⅲ熟練職業・マニュアル」と「Ⅳ部分的熟練職業」が混在している。

（不熟練労働の従事者）

(7) 単純労働ないし不熟練労働については、「大分類16 その他の業務の従事者に属する中分類の一つ、「単純労働者（他に分類されない単純労働者および不熟練労働者）」に分類される。「社会階級分類」では、「Ⅴ不熟練労働」に位置付けられる。なお、この「社会階級Ⅴ」に位置付けられる「職業分類」項目は少なく、土木作業手伝い、下水処理場作業員、運転助手、港湾作業員などを数えるのみである。

IV 「職業分類」＝「社会階級分類」の再検討の試み

1. 「社会経済集団」分類

成立当初、かなりの程度に重なりあうものとみなされていた職業分類と社会階級分類は、時代の推移とともに、乖離が目立つようになり、とくに1950年代以降、再検討が強く意識されるようになったようだ。職業分類がそのままの形でおおまかな社会階級の編成を表現しなくなったことから、職業分類を基礎にしながら、社会階級ないし社会集団分類への再接近が試みられる。ここでは、公的統計における再検討と階級

を研究対象とする社会学者の試みのうちから、それぞれ代表的なものを選んでみておくことにしよう。前者としては、1951年に初めてセンサスに導入され、1961年に大幅に手直しされ確立された「社会経済集団」分類を取上げ、後者としては、1970年代に独自の階級分類方法を提起し、80年代もほぼこの分類手法に沿って実証的な階級分析を続けている J. H. ゴールドソープ (John H. Goldthorp) の分類を取上げる。

「社会階級 (social class) 分類」が成立当初のように総合的な概念としての「社会階級」を表わすものではなく、たんにただ一つの指標——「職業的技能 (occupational skill)」を等しくする集団を表示するにすぎないとされたとき、当然に、職業分類と社会的な階級構成との関連（ないし、階級 (class) という概念にこだわらず、社会的な集団形成との関連と表現してもよい）が問いなおされることになった。職業という要因のみによって社会階級あるいは社会集団を近似的に把えることが出来ないとすれば、他にどのような要因を考慮せねばならないか。1951年と61年のセンサスで導入された考え方は、職業分類と「従業上の地位 (employment status)」との組み合わせによって、「類似の社会的・経済的地位を持つ仕事 (job) についている人々を一つの集団とする」分類——「社会経済集団分類 (socio-economic groups)」を設定することであった (表6)。

社会集団を分類する上で新たに追加された「仕事の社会経済的地位」という要因は、統計的把握上は「従業上の地位」によって表現される。職業分類との組み合わせによる分類手続きのあらすじを追ってみると、まず、(1)大規模事業体と小規模事業体（従業員数25人が基準）が区分された上で、雇用主と管理職が特掲されていることが注目される。(2)ついで専門職従事者が自営と雇用者に分けて取り出される。(3)管理職を除く被用者については、ほぼ旧来の職業分類＝社会階級分類に沿って、言いかえれば、ノン・マニュアル——マニュアルの区分とそれぞれの

表6 イギリスのセンサンスにおける社会経済分類 (SEG分類—1981年)

-
- (1) 雇用主・管理者 (国・地方公共団体, 民間商工業等の大規模事業体)
1. 1 民間商工業等の雇用主 : 25人以上を雇用する非農林事業体の雇用主
1. 2 国・地方公共団体, 民間商工業等の管理者 : 25人以上を雇用する非農林事業体で主に企画や監督に従事する者
- (2) 雇用主・管理者 (民間商工業等の小規模事業体)
2. 1 民間商工業等 : 25人未満を雇用する非農林事業体の雇用主
一 小規模事業体の雇用主
2. 2 民間商工業等 : 25人未満を雇用する非農林事業体で主に企画や監督に従事する者
一 小規模事業体の管理者
- (3) 専門職従事者——自営 : 原則として大学卒業程度の資格を要する業務に従事する自営業者
- (4) 専門職従事者——雇用者 : 原則として大学卒業程度の資格を要する業務に従事する雇用者
- (5) 中間的ノン・マニュアル職従事者
5. 1 補助的業務従事者及び芸 : 専門職を補助するノン・マニュアル職業で, 原則として大卒程度の資格を要しない仕事に従事する雇用者; 芸術業務に従事する者で他人を雇用していない者。自営の看護婦, 医療業務補助者, 教員, 動作研究技師, 補助的技術者を含む。
5. 2 ノン・マニュアル系の監督者 : 以下の6に含まれる職業に従事する者で, 当該職業に従事する他の者を職制上, 直接に監督する者。
- (6) 下位のノン・マニュアル業務従事者 : 事務, 販売及びノン・マニュアル系の通信関係職業に従事する者で, 一般的な企画, 監督権限を持たない雇用者。以上の職務に加えて職制上の監督機能を持つ者は除く (これらについては, 5. 2に分類)。
- (7) 個人サービス業務従事者 : 飲食, 服飾その他の個人ニーズにかかわるサービス職業に従事する雇用者。
- (8) マニュアル系監督者 : マニュアル系職業に従事する者を職制上, 直接に監督する雇用者 (管理者を除く)。自らその職業に従事すると否とを問わない。
- (9) マニュアル系熟練労働者 : 相当程度の特定の技能を要するマニュアル系職業に従事する雇用者。
- (10) マニュアル系半熟練労働者 : 若干の特定技能を要するマニュアル系職業に従事する雇用者。
- (11) マニュアル系不熟練労働者 : マニュアル系職業に従事するその他の雇用者。
- (12) 自営業従事者 (専門職を除く) : 各種の営業, 個人サービスないしマニュアル系職業で, 原則として大卒程度の訓練を要しない仕事に従事する自営業者で, 家族従業者以外の雇用者を雇用しない者。
- (13) 農業従事者 一雇用主・管理者 : 農場, 菜園, 森林を所有, 賃貸ないし管理する者で, 事業の経営に家族従業者以外の者を雇用している者。
- (14) 農業従事者 一自営 : 農場, 菜園, 森林を所有, 賃貸ないし管理する者で, 家族従業者以外の雇用者を持たない者。
- (15) 農業労働者 : 作物, 家畜, 狩猟用獣ないし森林の世話をする者, 農業機械, 林業機械の運転をする者。
- (16) 軍隊の構成員
- (17) 記述不十分および無記入の職業
-

内部の「技能」による序列に沿って分類されているが, 監督者がノン・マニュアル, マニュアルともに特別に拾い出されている点が注目される。(4)農業従事者が別掲され, 雇用主・管理者, 自営, 被用者に三区分別されている。

上のように, 「社会経済集団」の分類上, 新たに重要視されている要因は, 雇用主や自営業主という地位の一般被用者との相違であり, また被用者では, 管理職, 監督者, 一般従業員といった企業組織内での位置の相違, および事業

体規模による相違であった。なお、先にみたように、後者はすでに職業分類のなかにある程度取り入れられていた要因である。だが、「従業上の地位」区分と組合わせた上で、管理職、監督者、一般被用者等の組織内での地位が位置づけられているとすれば、まったく新しい分類発想に立つといえよう。たとえば、雇用主と管理職が同一集団に所属させる場合の基礎となっている考え方などに注目しておくべきであろう。こうした扱いは、旧来の職業分類＝社会階級分類の大きな変質を物語っている。成立以来の発想では、職業分類＝社会階級分類がかなり近似的にせよ総合的な社会集団＝社会階級を表示するものと考えられていた。しかしながら、「社会経済集団分類」において、職業分類は、「社会経済集団」を分類する上で、その他の要因と並行して用いられる分類基準の一つ——なおも重要な要因ではあるが——として扱われているのである。見方を変えれば、こうした試みは、職業分類と現実の社会集団形成との乖離を埋めようとする対応策であり、職業分類が主として「職業的技能 (occupational skill)」を表示する指標に特化していきながら、むしろそのことによって分析用具としての有効性を保持させようとする試みであったともいえる。

2. J. H. ゴールドソープの階級分類

イギリスにおける階級 (class) 研究の業績はきわめて多いが、伝統的な職業分類＝社会階級分類の系譜に立って、その再評価、分類の組替えという形での具体的作業レベルにおいて提起を行った研究はそれほど多くはない。¹³ そのなかでも、ゴールドソープと彼の周辺の研究グループの業績がもっとも代表的なものである。ゴールドソープの作業は1970年代初めに開始されるが、彼のグループの階級分類の考え方をもっとも簡潔にスケッチしている1980年発行の著作

から、表7を作成してみた¹⁴。

表に見るように、ゴールドソープの「階級」分類は、一方の極に「サービス階級 (service class, Dienstklasse)」を、他方の極に「労働階級 (working class)」を置く形で成立している。「サービス階級」の概念はいうまでもなくカール・レーナー、ダーレンドルフに始まるが、簡潔に定義するなら、「企業組織体 (corporate body) のために自らの能力と専門性を発揮する階級」と表現される。他方、「労働階級」を規定する特徴は、「第一に、彼等が置かれた市場的条件という基本特徴——賃金と引替えに労働力を多かれ少なかれ限定された量（出来高で計ると時間で計ると問わず）において売ることであり、第二に、彼等が置かれた労働をめぐる状況という基本特徴——労働契約を通じて、彼等が完全に従属的な役割をあたえられ、雇用主やその代理者に従属すること」である¹⁵。

これらの両極的な概念の定義は、分類の基礎にある考え方をよく物語っている。簡単に言えば、現代社会を企業組織体＝官僚機構が支配的な社会として捉え、組織体に対するそれぞれの職業的な地位や役割 (occupational position, occupational role)——さらに端的には、組織への統合度や組織内での労働の自律性の程度によって、「階級」的な位置を測定しようとするのである。分類基準としては、収入の水準や安定性、その生涯的な傾向、仕事上の地位の安定性、その生涯的な傾向といった要因も考慮されているが、それらはむしろ副次的な要因であり、職業的な位置にとっての従属変数と考えられている。

一方の極の「サービス階級」は官僚的組織体を主導する核であり、組織の上位に位置して、その運営にかかわる。組織に対する彼等の関係は能動的で、組織の下部に対して大幅な「権限

¹³ 前掲、Strezer 論文は、階級分類の再検討をめぐる最近の動きを簡潔に紹介している。

¹⁴ ゴールドソープを中心とするグループの1970年代初めの業績は、John H. Goldthorp and Keith Hope, *The Social Graing of Occupations: a New Approach and Scale* (1974) に代表される。その後の業績は主として John H. Goldthorp, *Social Mobility and Class*

Structure in Modern Britain, 1980 にまとめられた。なお、*The British Journal of Sociology* 所収の数多くの論文については、ここでは省略する。

¹⁵ 前掲、J. H. Goldthorp, *Social Mobility & Class Structure in Modern Britain*, 1980. p. 40. なお、以後のゴールドソープに関する引用はすべて、同書 pp. 39-42による。

表7 J.H. ゴールドソープの階級分類

階級	分類の内容	特徴
階級Ⅰ	<p>高度の専門職—自営, 被雇用を問わない; 国, 地方自治体, 公共団体, 民営企業の上級行政官・職員(会社取締役を含む); 大規模事業体の管理職; 大規模資産所有者</p> <p>* 『サービス階級』(「企業体のために自らの能力および専門性を発揮する階級」の上・中層, プラス古典的ブルジョワジー(独立事業家, “自由な”専門職)</p>	<p>収入は高水準かつ安定的で, 生涯的に上昇する傾向を持つ。職業上の地位は, 広範囲の自由裁量権を持つ権限の行使を含むものか, もしくは, 相当程度の自律性を持ち, 他による管理を受けないもの。</p>
階級Ⅱ	<p>下位の専門職, 上位の技術職; 下位の行政官・職員; 小営業・製造事業体・サービス業の管理者; ノン・マニュアル従事者の監督者。</p> <p>* 『サービス階級』の下層</p>	<p>収入水準は, 階級Ⅰについて高い。職業上の地位は, “スタッフ”的な位置と雇用条件を持ち, 官僚機構の中・下層に位置する。ある程度の権限と自由裁量度を持つが, 同時に, 多かれ少なかれ上からの系統的な管理に従属する。</p>
階級Ⅲ	<p>行政や営業体の日常的なノン・マニュアルの従業員—主として事務; 販売従事者; 及びサービス業その他の一般従業員。</p> <p>* サービス階級に対して限界的にかかわる“ホワイトカラー労働力”を代表</p>	<p>収入水準は, 階級ⅠとⅡより低く, マニュアル労働従事者より低いこともある。しかし, 雇用安定性はかなり高く, 官僚機構の底部に組込まれていて, 一部“スタッフ”的な特徴もある。権限の行使は少なく, 行使する場合でも, 自由裁量度の少ない標準化された規則や手続きの適用という形でのみ行う。</p>
階級Ⅳ	<p>自作農, 小自作農を含む小資産保有者; 自営の職人; 専門職を除く他のすべての自営の勤労者。</p> <p>* 「プチ・ブルジョワジー」</p>	<p>雇用主ないし自営業主としての地位が特徴。収入水準にはかなりのバラツキがある。経済的な安定と将来性は俸給生活者より劣る。厳しい市場の強制力にさらされているが, 小資本からの利益を有し, 仕事の上で, 高水準の自律性を持つ。</p>
階級Ⅴ	<p>下位の技術者で, その労働がある程度マニュアル労働に近い者; およびマニュアル労働の監督者。</p> <p>* 現代の労働貴族ないし“ブルーカラー”エリートを代表</p>	<p>収入は高く, 階級Ⅱの水準に匹敵し, また雇用の安定性もこれに対応する。しかし, 仕事の将来性は, スタッフより劣る。ある程度の権限の行使にかかわり, 自由裁量権を持つ場合もあるが, 上からの密接な監視と管理に従属している。</p>
階級Ⅵ	<p>鉱工業のあらゆる分野におけるマニュアルの熟練労働者。徒弟訓練を勤めた者および他の訓練形態によってかなり高度な技能を取得した者すべてを含む。</p> <p>* 労働階級</p>	<p>収入水準, 雇用の安定性, および仕事上の自律性は, 階級Ⅶより高い。ただし, 両者はいずれの点でもかなり重なりあう。</p>
階級Ⅶ	<p>鉱工業の半熟練, 不熟練労働に従事するすべてのマニュアルの賃労働者; および農業労働者。</p> <p>* 労働階級</p>	

主として John H. Goldthorp, *Social Mobility & Class Structure in Modern Britain*, 1980 pp.39-42 を要約して作成。なお, John H. Goldthorp and Keith Hope, *The Social Grading of Occupations: a New Approach and Scale*, 1974 も参照した。

(authority)」を行使するとともに、彼等自身の労働は他からの管理を受けない高度の「自由裁量性 (discretion)」ないし「自律性 (autonomy)」を伴うものであることが特徴である。「サービス階級」は中・上層 (階級Ⅰ) と補佐的位置に立つ下層 (階級Ⅱ) に分類される。他方の極の「労働階級」の組織体へのかかわり方は「限定された量」で労働力を売り賃金と引替えるというきわめて受動的なものであることが特徴である。また、彼等の労働は「権限」の行使にかかわることがなく、自由裁量性や自律度の乏しい従属的な労働である。「労働階級」は、「熟練度 (skill)」によって、階級Ⅵと階級Ⅶに分けられる。

これらの両極の階級の間には、二種類の「中間的な階級」が存在する。一つは大組織体に直接にかかわらず、いわばその間隙をぬって活動する小営業者である (階級Ⅳ = 「プチ・ブルジョワジー」)。今一つは、組織体にかかわるが、組織内での位置および機能が「サービス階級」

と「労働階級」の中間に位置するような存在である。このような存在としては、まず大量のホワイト・カラー労働者があり、彼等はサービス階級に従属し、その権限、自由裁量性、自律性は限られたものである (階級Ⅲ)。今一つは、マニュアル労働で「労働階級」の上位に立つ下位の技術者とマニュアル労働の監督者である (階級Ⅴ)。彼等の労働はある種の自由裁量性、自律性を持つにせよ、ラインに組み込まれた限定的なものにすぎない。このように階級Ⅲ、Ⅳ、Ⅴは「中間的」とされるが、ゴールドソープが強調しているように、この「中間性」は便宜的なものではなく、組織社会のなかでの位置や機能に規定づけられる構造的な性格を持つ。

ここではゴールドソープ分類の内容をめぐって議論する意図はなく、伝統的な職業分類の変容を追っているのであるが、この文脈において興味深いことは、上のような階級分類がほぼ従来の職業分類のあまり無理のない技術的な組みかえによって得られることであろう。そのよう

表 8 ゴールドソープ分類と社会経済団分類 (1981年) の対照表

ゴールドソープ分類	社会経済集団分類 (1981年)
<階級Ⅰ> 高度の専門職, 上級行政官, 上級職員, 大企業体の管理職, 大資産所有者	(1) 大企業体の雇用主・管理職 (2) 小企業体の雇用主・管理職 (3) 専門職—自営 (4) 専門職—被用者 (13) 農業従事者—雇用主・管理者
<階級Ⅱ> 下位の専門職, 上位の技術職, 下位の行政官・職員, 小企業体の管理者, ノンマニュアルの監督者	(5) 中間的ノンマニュアル職従事者 5.1 補助業務従事者 5.2 ノンマニュアルの監督者
<階級> 日常的なノンマニュアル業務の従事者	(6) 下位のノンマニュアル業務の従事者 (7) 個人サービス業務の従事者
<階級Ⅳ> 自営業従事者 (専門職を除く)	(12) 自営業従事者 (専門職を除く) (14) 農業従事者—自営
<階級Ⅴ> 下位の技術者, マニュアル業務の監督者	(8) マニュアル業務の監督者
<階級Ⅵ> マニュアル系熟練労働者	(9) マニュアル系熟練労働者
<階級Ⅶ> 半熟練労働者, 不熟練労働者, 農業労働者	(10) マニュアル系半熟練労働者 (11) マニュアル系不熟練労働者 (15) 農業労働者

に工夫されたということでもあるが、むしろゴールドソープの試みがイギリス職業分類の伝統とその変容の系譜に立って行われているとみるべきであろう。

実際に、ゴールドソープ分類は意外な程、センサスの「社会経済集団分類」に近い。しかし、それよりもはるかに論理的に明快で統一적であり、いわば「社会経済集団分類」のなかにある未成熟かつ未整理な考え方を大胆に一つの方向性にまとめあげた観がある。二つの分類のおおまかな対応関係を示すと、表8の通りである。

分類論にかかわる論点に限定しつつ、ゴールドソープ分類についての二、三の重要な論点にふれておくと、まず第一に、「社会経済集団分類」の上位四階級がほぼゴールドソープ分類の階級Ⅰ＝『サービス階級』の上・中層に対応している点が注目される。「社会階級分類」に既に現れていた雇用主と管理職という異種の基準による分類の統合がゴールドソープ分類で継承されるとともに、専門職（自営、被用者を問わない）の上位を含めて一つの階級にまとめられている。これらを統合する論理は、彼等の仕事組織体との関連でもつ性格の共通性である。第二に、注意しておくべきは、「労働階級」の再規定である。ここでは伝統的なマニュアル労働の従事者から監督者を除いたものを、「労働階級」としている。やや“スタッフ”的な性格を持つ監督者を除くことにより、組織体に受動的にしか関わらない存在として「労働階級」を扱えなおしたことになる。第三に、ノン・マニュアル下層とマニュアル上層の重なりあいつつある部分を旧来の職業分類のように便宜的な「中間」概念ではなく、組織体が支配的な社会のなかでの「中間」として積極的な位置づけをあたえた点である。

総じて、ゴールドソープ分類は、かつての職業分類に連動していた「社会階級分類」の現代的な再生の試みとさえ表現しうる。それぞれの職業の組織体への関わりという基本軸を中心にして、「職業分類」は再び序列性を持つ社会集

団区分を表現するものとして再整理されたのであった。ただし、ゴールドソープ自身が強調しているように、現代の社会階級の序列性はきわめて複雑化していることはいうまでもない。彼によると、社会的な序列づけのなかで明白に上位に立つのは、階級ⅠとⅡだけであり、他の階級はお互いに重なりあっている。この重なりあいは、現在、量的に拡大しつつある「中間的な」階級群の間でとくに大きく、さらに、ゴールドソープの中心テーマである階級移動の問題を考慮すると問題はさらに複雑化する。とはいえ、全体としてみたゴールドソープの階級分類は、序列性を持った社会階級区分を表示するという成立当初の職業分類がはらんでいた基本性格を太い伝統の線に沿って継承するものであった。しかも、そうした作業が可能であったのは、すでに見てきたように、こうした性格を持つイギリスの職業分類自身が時代の推移のなかでそれなりに現実との距離を修正してきたからであったといえよう。

V 結 語

以上にみてきたように、イギリスの職業分類は、序列性を持った社会階級の分類と密接に結びついて成立し、また、現在に至る歴史的な推移のなかで、たえず社会階級ないしは社会集団を有効に分類しうるかどうかという機能を問い直しつつ変容してきたといえる。日本の職業分類も発生起源を遡れば、イギリスの職業分類に行きつく。しかし、日本標準職業分類が国際分類を媒介において継承したのは、イギリスの分類の表面的な形式のみであり、この分類形式の発生以来の意味については理解しようとしなかった。実際、発生時の性格とそれ以後の変容過程の痕跡を大きくとどめたイギリスの分類からならともかく、簡略化されてしまっているILO分類からは上のような性格を読み取りようはなかった。にもかかわらず、日本の分類が継承した分類の基本形式そのものはなおも発生時からの痕跡を残しているのである。たとえば、職業群をノン・マニュアルとマニュアルに大別し、

ノン・マニュアルを先行的に分類するやり方、とくに専門職を最初におき、次に管理職、事務職、販売、サービスの順に、大分類を並べ、ついでマニュアル系職業の分類を続ける手法は、発生時の社会階級序列との関連なしには理解できない。この他にも、日本の現行の分類に残るいくつかの発生史的な痕跡を指摘できるが、しかし、それらの本来の意味は今ではまったく関係を持たなくなっている。

戦後、昭和25年国勢調査実施時に分類の基礎が導入されて以来、日本の標準職業分類には、序列性を持った社会集団の分類に使用するという目的意識がまったく存在しなかったことは確かである。「個人が従事する仕事の種類」を並列的に分類することが目的であり、むしろ序列的な配列や職業の社会的な評価は分類の上で避けられたのではないかという印象すらある。だが、こうした基準に立つ分類が日本社会の実態的な分析にとって、どのように有効な用具たりうるかはほとんど問われなかったし、また、職業分類と現実に流通している「職業」ないし「仕事」の区分とのズレが研究者によって強く意識されることがあっても、分類の基本的な手直しを行う努力はみられなかった。しかし、その理由は分類が現実からあまりに乖離しているという点にあるというより、むしろ最初から目的意識の欠如した分類であり、成立史とは無関係に形式のみを導入したところにあるように思われる。このような分類であったために、実態と乖離していてもそのままに放置されてきたし、また、かりに特定の分析目的で職業分類を使おうとすれば、むしろ分類の基礎そのものを根本的に問い直さざるをえず、分類の修正提案とはならなかったのかもしれない。イギリスの職業分類がたえず「社会階級」ないし「社会経済集団」を分類する用具としての有効性を問い続け修正を重ねてきたのに対し、現在までに日本標準職業分類に加えられた修正は部分的で技術的な手直

しにとどまっている。分類項目の手直しを別にすれば、もっとも大きな改訂の試みは、1960年の国勢調査でイギリスの試みをモデルとして採用された「社会経済分類」であろう。しかし、この分類もイギリスの「社会経済集団分類」のかなり鮮明な目的意識に立った分類に比べて、その目的は不鮮明であり、この分類がいかに社会経済集団を区分するのかについての基本仮説は提起されていない。したがって分析用具としての有効性も期待しようがない。

こうした状況はおそらく日本における「社会階級」ないし「社会集団」形成のあり方に関連している。「階級」がイギリス社会学の主流的なテーマであり続けてきたのに比べると、日本においては、「階級」あるいは序列性をもった社会集団に関する研究の蓄積はきわめて浅いし、また研究関心も低い。社会分析の用具としての職業分類に対する日本とイギリスの扱い方の相違も、その一環として理解できるかもしれない。にもかかわらず、社会階級ないし社会集団に関する研究は日本社会においても社会研究上の基本テーマであることはいうまでもないし、とくに最近に至って、日本における階級ないし社会集団の形成をめぐる国際的な共通性と異質性を明らかにすることが国際的なレベルでの関心として浮かび上がりつつある。このような状況は、社会集団を有効に把える用具としてほとんど機能してこなかった日本の標準職業分類に対して新たな問題を投げかけるものといえよう。現時点で必要なものは、日本社会における社会集団（あるいは階級、階層）を有効に区分する上で、職業分類をいかに用いるかについての基本仮説である。日本の職業分類はイギリスの分類に淵源を持つが、イギリスの階級分類の仮説をそのままに日本社会に適用できる訳ではない。日本に固有の分類論は日本社会に固有な階級形成の仮説から出発して、再構築されねばならないだろう。だが、こうした作業は抽象論として

※ 本稿は、1980年に発足した階級構造に関する国際比較プロジェクト——Comparative Project on Class Structure and Class Consciousness（事務局・ウィスコンシン大学社会学部）の日本チームの作業の一環として書かれた。な

お、同企画の日本チームの名称は、「社会階層と社会生活に関する国際比較研究（Comparative Project on Social Stratification and Social Life, 略称 CPSS）」、事務局は、明治学院大学社会学部原田研究室に置かれている。

ではなく、具体的な分類手続き論のレベルで提起されなければ意味がない。したがって、われ

われはやはり現行の職業分類の再検討から出発せざるをえないであろう。

(資料) イギリス標準職業分類 (OPCS1980)

※ 翻記責任は筆者

大分類1 スタッフ的管理専門職, 国家公務員・地方

公務員管理職

- 1 判事, 検事, 弁護士
- 2 会計士, 税理士, 会計専門職
 - 1 勅許・公認会計士
 - 2 事業企画・事業管理会計業務従事者
 - 3 事業・製品価格算定士
 - 4 不動産鑑定士, 損害鑑定士
 - 5 会計事務管理職
 - 6 保険業者, 株式引受け業者, 仲買人, 投資コンサルタント
 - 7 税務関係専門職
- 3 人事・労務関係管理職, 動作・時間・機能研究技術者
 - 1 人事・労務関係管理職
 - 2 組織・方式研究・動作・時間・機能研究技術者, OR技術者
- 4 経済アナリスト, 統計技術者, システム・アナリスト, コンピューター・プログラマー
 - 1 経済アナリスト, 統計技術者, 保険数理技術者
 - 2 システム・アナリスト, コンピューター・プログラマー
- 5 市場調査・販売・広告・宣伝・購買担当管理職
 - 1 市場調査・販売責任者, 同幹部職員
 - 2 広告・宣伝幹部職員
 - 3 買付け担当者 (小売)
 - 4 買付け担当者・購入担当管理職(小売を除く)
- 6 行政監督官・その他の監督官
 - 1 環境衛生監督官
 - 2 建築監督官
 - 3 監督官 (行政職・その他)
- 7 中・上級行政官—国家
 - 1 上級行政官—国家 (局長以上)
 - 2 中・上級行政官—国家 (中・上級管理職から部長クラスまで)
- 8 地方自治体行政官 (中・上級行政職・管理職)
- 9 他に分類されない専門職, 経営スタッフ職, 行

政職

- 1 会社秘書役, 法務関係職
- 2 産業団体・労働組合・職業団体・慈善団体の役員
- 3 財産・不動産管理者
- 4 司書・情報サービス専門職
- 5 法務サービスおよび関連職業従事者
- 6 経営コンサルタント
- 7 管理職の個人秘書役
- 8 他に分類されない専門職, 経営スタッフ職, 行政職

大分類2 教育・福祉・保健関係専門職

- 10 高等教育機関教員
 - 1 大学教員
 - 2 他の高等教育機関の教員
- 11 他に分類されない教員
- 12 職業訓練・技能訓練の教員, 教育関係管理職, 社会科学・行動科学研究者
 - 1 職業訓練, 技能訓練の職員
 - 2 教育関係管理職, 学校監督官
 - 3 社会科学・行動科学研究者
- 13 福祉関係職業の従事者
 - 1 福祉施設管理者, 寮母
 - 2 保育グループのリーダー
 - 3 他に分類されない福祉関係職業の従事者
- 14 牧師・宗教家
- 15 開業医, 開業歯科医
 - 1 開業医
 - 2 開業歯科医
- 16 看護業務管理者, 看護婦
- 17 薬剤師, 放射線技師, 療法士
 - 1 薬剤師
 - 2 医療放射線技師
 - 3 検眼技師, 眼鏡処方技師
 - 4 物理療法士
 - 5 足治療士 (まめ・うおのめなど)
 - 6 他に分類されない療法士
- 18 他の教育・福祉・保健関係専門職

- 1 医療技術者, 歯科補助者
- 2 獣医
- 3 自動車運転教師
- 4 他に分類されない教育・福祉・保健関係職業の従事者

大分類3 文芸・芸術・スポーツ関係職業の従事者

- 19 作家, 著述家, ジャーナリスト
- 20 美術家, デザイナー, ショーウィンドー装飾家
 - 1 美術家, 商業美術家
 - 2 工業デザイナー (衣服を除く)
 - 3 衣服デザイナー
 - 4 ショーウィンドー装飾家
- 21 俳優, 音楽家, 演芸家, 舞台演出, 監督者
 - 1 俳優, 演芸家, 歌手, 舞台演出・監督者
 - 2 音楽家
- 22 写真家, カメラマン, 視聴覚機器技術者
 - 1 写真家, カメラマン
 - 2 視聴覚機器技術者
- 23 他のすべての文芸・芸術・スポーツ関係職業の従事者
 - 1 職業スポーツ家, スポーツ関係管理者
 - 2 他に分類されない文芸・芸術・スポーツ関係職業の従事者

大分類4 科学・機械工学・応用工学および関連分野の専門職

- 24 科学者, 物理学者, 数学者
 - 1 生物学者, 生物化学者
 - 2 化学者
 - 3 物理学者, 地質学者, 数学者
- 25 土木工学・構造工学・都市工学・鉱業・砕石業の技術者
- 26 機械工学・宇宙工学技術者
 - 1 機械工学・宇宙工学技術者
 - 2 デザイン・開発関係技術者 (機械工学系)
- 27 電気・電子工学技術者
 - 1 電気技術者
 - 2 電子技術者
- 28 他に分類されない機械工学・応用工学の技術者
- 29 製図工
- 30 実験技師, 機械・システム系技師
 - 1 実験技師
 - 2 機械・システム系技師
- 31 建築家, 都市計画技術者, 建設財務・建築物・土地調査技術者

- 1 建築家, 都市計画技術者
- 2 建設財務調査技術者
- 3 建築物・土地・鉱山調査技術者
- 32 船舶・飛行機上級乗組員, 航空輸送管理者, 航空管制官
 - 1 航空機操縦室乗組員
 - 2 航空輸送管理者, 航空管制官
 - 3 船舶航海士, 機関士, 無線士, 水先案内人
- 33 他に分類されない科学・機械工学・応用工学関連技術者
 - 1 建設・都市計画非開発系技術者
 - 2 建築・土木技術
 - 3 他の技術関係職業従事者

大分類5 管理的職業従事者

- 34 生産現場管理者, 事業場管理者, 維持管理者, 事業場監督者
- 35 建設現場・その他の管理者, 事業場の現場責任者・事務管理者, 現場監督統轄者 (建設・土木)
 - 1 建築・建設管理者
 - 2 事業場の事務管理者
- 36 輸送・倉庫・公益事業体・鉱業所の管理者
 - 1 鉱業所・公益事業体の管理者
 - 2 輸送管理者
 - 3 倉庫管理者
 - 4 他に分類されない倉庫・材料関係の管理者
- 37 事務管理者
 - 1 信用・債務管理者
 - 2 他に分類されない事務管理者
- 38 卸・小売管理者
 - 1 駐車場所有者
 - 2 肉屋店主 (管理者・所有者)
 - 3 魚屋店主 (管理者・所有者)
 - 4 他の販売関係の所有者・管理者
- 39 ホテル・クラブ等管理者, 娯楽・スポーツ関係の管理者
 - 1 ホテル・居住用クラブの管理者
 - 2 パブ経営者
 - 3 レストラン経営者
 - 4 クラブ管理責任者
 - 5 娯楽・スポーツ関係の管理者
- 40 自作農業者, 園芸業者, 農場管理者
- 41 イギリス軍将校
- 42 外国軍・イギリス連邦軍将校
- 43 警察・刑務所・消防署の中・上級管理職

- 1 刑務所管理職 (課長以上)
- 2 警察管理職 (警部以上)
- 3 消防署管理職
- 44 他のすべての管理者
 - 1 貸アパート・休日用貸アパート・キャラバン場等の所有者・管理者
 - 2 クリーニング店・クリーニング集配所の管理者
 - 3 美容店・理髪店の所有者・管理者
 - 4 他に分類されない管理者

大分類6 事務・同関連職業従事者

- 45 事務系下級管理職, 公務員の下級管理職
 - 1 公務員の下級管理職
 - 2 倉庫・配送事務の下級管理職
 - 3 トレーサー・製図事務所下級管理職
 - 4 他の事務職・現金管理の下級管理職 (小売を除く)
 - 5 小売店現金管理者, チェックアウト・現金出納・包装業務従事者の下級管理職
- 46 事務職
 - 1 倉庫・配送事務従事者
 - 2 トレーサー, 製図事務助手
 - 3 他の事務職, 現金出納者 (小売を除く)
- 47 小売店現金出納者, チェックアウト・現金出納・包装業務の従事者
- 48 タイピスト・事務機器操作者・電話交換手等の下級管理職

下記の下級管理職

 - 1 タイピスト, 速記者, 秘書
 - 2 事務機器操作者
 - 3 電話交換手
 - 4 無線・電信機器操作者
- 49 秘書, 速記タイピスト, 受付け業務従事者
 - 1 受付け業務従事者
 - 2 タイピスト, 速記者, 秘書
- 50 事務機器操作者
- 51 電話交換手, 無線・電信機器操作者
 - 1 電話受付け業務従事者
 - 2 電話交換手
 - 3 無線・電信機器操作者
- 52 郵便配達夫・郵便分類業務従事者・私信配達業務従事者の下級管理者

下記の下級管理者

 - 1 郵便配達夫・郵便分類業務従事者

- 2 私信配達業務従事者
- 53 郵便配達夫, 郵便分類業務従事者, 私信配達業務従事者
 - 1 郵便配達夫, 郵便分類業務従事者
 - 2 私信配達業務従事者

大分類7 販売従事者

- 54 販売監督職
 - 1 店員の監督者
 - 2 ガソリン・スタンド従業員・同サービスマンの監督者
 - 3 巡回販売車販売員, 自動車による移動販売員の監督者
- 55 販売員, 販売助手, 店員, 店内商品管理者, ガソリン・スタンド従業員
 - 1 店員, 販売助手
 - 2 店内商品管理者
 - 3 ガソリン・スタンド従業員
- 56 巡回販売車販売員, 自動車による移動販売員
- 57 販売代理者・代行者
 - 1 輸入業者, 輸出業者, 商品仲買人
 - 2 市場販売人, 街頭販売人, 同助手
 - 3 廃品業者, 古物行商人
 - 4 信用販売業者, 巡回セールスマン
 - 5 販売代行者
 - 6 販売代行者 (財産・保険・金融その他のサービス)

大分類8 保安・防衛サービス

- 58 イギリス軍下士官・その他の地位の兵
- 59 外国軍・イギリス連邦軍下士官・その他の地位の兵
- 60 警察・消防署等の下級管理者
 - 1 巡査部長
 - 2 消防署下級管理者
 - 3 刑務所主任刑務官
 - 4 ガードマン・巡回警備員・警備員の監督者
 - 5 交通警備員
 - 6 他に分類されない保安・防衛サービス従事者の監督者
- 61 警察官, 消防士, 刑務官
 - 1 警察官 (巡査部長以下)
 - 2 消防士
 - 3 刑務官 (主任刑務官以下)
- 62 他に分類されない保安・防衛サービス職業従事者

- 1 ガードマン, 警備員, 巡回警備員
 - 2 交通警備員
 - 3 他に分類されない保安・防衛サービス職業従事者
- 大分類9 調理・清掃・美容その他の個人サービス職業の従事者**
- 63 調理業務の監督者
 - 1 コック・料理人の監督者
 - 2 ウェイター・ウェイトレスの監督者
 - 3 バー従業員の監督者
 - 4 カウンター従業員・同助手の監督者
 - 64 コック・料理人
 - 65 ウェイター, バー従業員
 - 1 ウェイター, ウェイトレス
 - 2 バー従業員
 - 66 カウンター従業員, 同助手, 厨房運び人, 同手伝い
 - 1 カウンター従業員, 同助手
 - 2 厨房運び人, 同手伝い
 - 67 施設管理および関連業務の監督者
 - 1 施設管理者(家事を除く)
 - 2 家事手伝い・学校用務員の監督者
 - 3 旅行サービス員・添乗員の監督者
 - 4 病院のポーターの監督者
 - 5 ホテルのポーターの監督者
 - 6 救急隊員の監督者
 - 7 病院用務員の監督者
 - 68 家事従事者, 学校用務員
 - 1 家事従事者
 - 2 保育園保母
 - 3 他の家事従事者, 学校用務員
 - 69 旅行サービス員, 添乗員, 病院・ホテルのポーター
 - 1 旅行サービス員, 添乗員
 - 2 病院のポーター
 - 3 ホテルのポーター
 - 70 救急隊員, 病院用務員
 - 1 救急隊員
 - 2 病院用務員
 - 71 建物管理・清掃業務の監督者
 - 1 建物管理者の監督者
 - 2 清掃夫・窓ふき夫・煙突掃除夫・道路清掃夫の監督者
 - 3 鉄道駅員の監督者

- 4 エレベーター・駐車場のサービス員
- 72 建物管理者, 道路清掃夫およびその他の清掃夫
 - 1 建物管理者
 - 2 清掃夫, 窓ふき夫, 煙突掃除夫, 道路清掃夫
- 73 美容師の監督者
- 74 美容師, 理髪師
- 75 他に分類されないすべての飲食・清掃・その他の個人サービス業務従事者
 - 1 鉄道駅員
 - 2 エレベーター・駐車場のサービス員
 - 3 洗濯業者, ドライ・クリーニング作業員, アイロン作業員
 - 4 葬儀屋
 - 5 私設馬券業者, 賭け店管理者
 - 6 他に分類されないサービス業務の従事者

大分類10 農業, 漁業および関連職業従事者

- 76 農業・園芸業・林業の監督者
 - 1 農場管理者
 - 2 園芸業管理者
 - 3 庭師・グラウンド管理者の監督者
 - 4 農業機械作業の監督者
 - 5 林業の監督者
 - 6 他の農業および関連職業の監督者
- 77 農作業従事者
- 78 園芸業従事者, 庭師, グラウンド管理者
 - 1 園芸業従事者
 - 2 庭師, グラウンド管理者
- 79 農業機械運転者・操作者
- 80 林業従事者
- 81 漁業の監督者
- 82 漁業従事者
- 83 他のすべての農業関連職業従事者

大分類11 材料加工：製造・修理作業の従事者(金属・電気を除く)

- 84 皮革製造・皮革加工の監督者(合成皮革を含む)
 - 下記の従事者の監督者
 - 1 皮革製造従事者
 - 2 靴修理工
 - 3 革切断工, 革縫製工, 靴類似製品つくりこみ工・製造工・仕上げ工
 - 4 他の皮革製造・修理作業の従事者
- 85 皮革製造・皮革加工従事者(合成皮革を除く)
 - 1 製革工程従事者
 - 2 靴修理工

- 3 皮革切断工・縫製工,靴類似製品つりあげ工・製造工・仕上げ工
- 86 織物加工の監督者
下記の監督者
- 1 繊維の前処理工程従事者
 - 2 紡績工, 撚糸工
 - 3 巻とり工
 - 4 たて糸準備工
 - 5 織物工
 - 6 編物工
 - 7 漂白工, 染物工, 仕上げ工
 - 8 直し工, かがり工
 - 9 他の織物材料加工作業の従事者
- 87 織物加工作業の従事者
1～9 86の分類と同じ
- 88 化学加工作業の監督者
- 89 化学・ガス・石油加工プラントの運転工
- 90 飲食品加工の監督者
下記の監督者
- 1 パン焼き工, 小麦粉を材料とする菓子製造工
 - 2 肉屋, 肉切り工
 - 3 魚屋, 鶏肉加工の従事者
 - 4 醸造工, 葡萄酒製造工
 - 5 上記以外のパン・菓子製造従事者
 - 6 他に分類されない飲食品加工の従事者
- 91 パン焼き工, 小麦を材料とする菓子製造工
- 92 肉屋
1～2 それぞれ90の2, 3に該当
- 93 紙・板紙製造, 紙製品製造作業の監督者
下記の監督者
- 1 紙・板紙・レザーボード製造工
 - 2 製本工
 - 3 紙切断機運転工
 - 4 他の紙材料加工作業の従事者
 - 5 他の紙製品および印刷関係の製造・修理作業の従事者
- 94 紙・板紙・紙製品製造工, 製本工
1～3 93の1～3に該当
- 95 ガラス・陶磁器・ゴム・プラスチック加工の監督者
下記の監督者
- 1 ガラス・陶磁器の窯作業員
 - 2 ガラス成型工, 仕上げ工, 装飾工
 - 3 陶磁器成型工および他の製造工程従事者
- 4 ゴム加工作業従事者, 成型機運転工, タイヤ製造工
- 5 プラスチック成型機・カレンダー運転工, 成型工
- 6 合成繊維製造工
- 7 鉱山・碎石場の洗浄工, 選別工, 碎石工
- 8 他のガラス・陶磁器製造・修理工
- 9 他のゴム製造・修理工
- 10 他のプラスチック製造・修理工
- 96 ガラス・陶磁器の窯作業員, 製造工
1～3: 95の1～3に該当
- 97 ゴム・プラスチック製品の製造工
1～2: 95の4～5に該当
- 98 他のすべての材料加工従事者(金属を除く)
- 1 合成繊維製造工
 - 2 醸造工, ワイン醸造工
 - 3 鉱山・碎石場の洗浄工, 選別工, 碎石工
(下記の材料加工作業の従事者)
 - 4 織物
 - 5 パン焼き工, 菓子製造工
 - 6 煙草
 - 7 他に分類されない飲食品
 - 8 木材・紙
 - 9 他のすべての材料加工(金属を除く)
- 99 印刷作業の監督者
下記の監督者
- 1 植字工
 - 2 電鋳製版工, ステロ版製版工, 製版工, 圧胴準備工
 - 3 印刷機械運転工, 同助手
 - 4 網目スクリーン印刷工, 木版印刷工
 - 5 印刷工(そのように申告したもの)
- 100 印刷業従事者, 網目スクリーン印刷・木版印刷従事者
1～5: 99の1～5に該当
- 101 織物加工従事者の監督者
下記の監督者
- 1 服仕立て工, ドレス・メーカー
 - 2 布切断工, 婦人帽仕立て工, 毛皮調製工
 - 3 縫製工, 刺繍工
 - 4 車両布張り工, 家具布張り工, マットレス製造工
 - 5 じゅうたん取付け工
 - 6 他の布製品の製造・修理作業の従事者

- 102 服仕立工, ドレス・メーカーおよびその他の衣服関係職業従事者
1～3:101の1～3に該当
- 103 車両布張り工, 家具布張り工, マットレス製造工
- 104 木製品加工作業の監督者
下記の監督者
1 大工, 建具職
2 家具製造工
3 木箱製造工
4 木型工
5 木切断工(木挽き), ベニヤ切断工, 材木機械運転工
6 他の木材製品製造・修理の従事者
- 105 木材加工の従事者, 木型工
1～4:104の1～4に該当
- 106 木切断工, ベニヤ切断工, 材木機械運転工
- 107 他のすべての製造・修理作業の従事者
1 材木加工関係の職人の手伝い
2 歯科技工士
3 じゅうたん取付け工
4 楽器製造工, ピアノ調律師
下記の製造・修理の従事者
5 ガラス・陶磁器
6 木材
7 皮革
8 衣服関連製品
9 紙製品・印刷
10 ゴム
11 プラスチック
12 他のすべての製造・修理(金属・電気を除く)
- 大分類12 金属・機械の加工・製造・修理作業の従事者**
- 108 金属製造・処理の監督者
下記の監督者
1 金属炉運転従事者
2 圧延工
3 鍛造工, 鍛治工
4 伸線工
5 金型工, 中子工, 鋳造工
6 めっき工
7 焼鈍工, 焼き入れ工, 焼き戻し工
8 亜鉛めっき工, 錫めっき工, 浸漬めっき工
9 他に分類されない金属製造・処理作業の従事者
- 109 金属炉運転作業員, 圧延工, 鍛治工, 鍛造工
1～3:108の1～3に該当
- 110 伸線工, 金型工, 鋳造工, めっき工, 焼鈍工
1～4:108の4～7に該当
- 111 機械工作作業の監督者
下記の監督者
1 プレス機械・工作機械の工具取付け工
2 旋盤工
3 工作機械の工具取付け・運転工
4 工作機械の運転工
5 プレス機械・スタンピング機械・自動工作機械の運転工
6 金属研磨工
7 鋳肌掃除工, 仕上げ工
8 ショットブラスト工
- 112 プレス機械・工作機械の工具取付け・運転工, 同運転工, 旋盤工
1～4:111の1～4に該当
- 113 機械監視工, 機械作業員, プレス機・スタンピング機の運転工, 金属研磨工
鋳肌掃除工, 仕上げ工
1～3:111の5～7に該当
- 114 製造仕上げ工(金属)の監督者
下記の監督者
1 工具製造工, 工具仕上げ工, 加工位置表示工
2 精密機具製造工・修理工
3 時計・クロノメーター製造工, 修理工
4 金属加工作業仕上げ工, 同機械運転・修理工
5 自動車整備工, 自動車技術工
6 航空機エンジン整備工
7 事務用機械整備工
- 115 工具製造工, 工具仕上げ工, 加工位置表示工
- 116 精密機器・時計製造・修理工
1～2:114の2～3に該当
- 117 金属加工作業仕上げ工, 同機械運転・仕上げ工
- 118 自動車・航空機整備工
1～2:114の5～6に該当
- 119 事務用機械整備工
- 120 電気関係の製造仕上げ・巻線作業の監督者
下記の監督者
1 電気・電子製造仕上げ工
2 電気技師, 電気機器修理工
3 他に分類されない工場作業員

- 4 電話修理工
- 5 ケーブル接続工, 電線工
- 6 ラジオ・テレビ修理工
- 7 他の電子製品修理工
- 121 製造仕上げ工, 電気技師, 発電所運転工, 配電盤係員
 - 1~2 : 120の1~2に該当
 - 3 電気技師 (申告通りに)
 - 4 他に分類されない工場作業員・係員
- 122 電話修理工, ケーブル接続工, 電線工
 - 1~2 : 120の4~5に該当
- 123 ラジオ・テレビその他の電子製品修理工
 - 1~2 : 120の6~7に該当
- 124 金属加工, 金属管・金属板・金属構造物作業の監督者

下記の監督者

 - 1 配管工, 暖房用・換気用配管工, ガス配管工
 - 2 鋼板作業者
 - 3 金属板作業者, 造船工, 鋸打ち工
 - 4 鋼構造物建設工, 曲げ工, 取付け工
 - 5 足場組立て工
 - 6 溶接工
 - 7 航空機の組立て整備工
- 125 配管工, 暖房用・換気用配管工, ガス管製造工
- 126 鋼板作業者, 金属板作業者, 造船工, 鋸打ち工等
 - 1~2 : 124の2~3に該当
- 127 鋼構造物建設工, 足場組立て工, 鋼曲げ工, 取付け工
 - 1~2 : 124の4~5に該当
- 128 溶接工
- 129 他の金属・電気の加工・製造・修理作業の監督者

下記の監督者

 - 1 金細工職, 銀細工職, 宝石加工職
 - 2 金属彫刻職, 銅板印刷職
 - 3 バス・車両用車体製造工
 - 4 油差し工, 注油工
 - 5 電子配管工
 - 6 巻線工
- 130 金細工職, 銀細工職等, 金属彫刻職, 銅板印刷職
 - 1~2 : 129の1~2に該当
- 131 他のすべての金属・電気加工・製造・修理作業の従事者

- 1 バス・車両用車体製造工
- 2 亜鉛めっき工, 錫めっき工, 浸漬めっき工
- 3 他に分類されない金属製造・処理作業の従事者
- 4 油差し工・注油工
- 5 巻きとり工
- 6 電子配管工
- 7 巻線工
- 8 ショットブラスター工
- 9 他の金属・宝石・電気関係製造作業の従事者
- 大分類13 塗装, 連続組立て, 製品検査, 包装関連作業の従事者**
- 132 塗装および類似表面処理作業の監督者

下記の監督者

 - 1 陶器の絵付け工
 - 2 車両塗装工 (申告通りに)
 - 3 他の噴霧式塗装工
 - 4 他に分類されない塗装工・装飾工, フランスワニス塗装工
- 133 塗装工, 装飾工, フランスワニス塗装工
 - 1~4 : 132の1~4に該当
- 134 製品組立て (連続組立て) の監督者

下記の組立て作業の監督者

 - 1 電気・電子
 - 2 器具
 - 3 輸送用車両および他の金属製品
 - 4 紙製造・加工・印刷
 - 5 プラスチック製品
- 135 金属・電気製品の連続組立て工
 - 1 電気・電子関係組立て工
 - 2 器具組立て工
 - 3 輸送用車両および他の金属製品組立て工
- 136 製品検査・包装作業の監督者

下記の製品の検査者の監督者

 - 1 金属・電気製品
 - 2 繊維製品
 - 3 食品
 - 4 ゴム製品
 - 5 プラスチック製品
 - 6 木製品

下記の作業者の監督者

 - 7 包装工, 瓶詰め工, 缶詰工, 液体充填工
 - 8 実験室助手
 - 9 紙製造・加工・印刷工程の検査工・選別工

- 12 計量係
- 13 他に分類されない品質格付け工，選別工，選定工
- 137 検査工，試験工，包装工，瓶詰め工等
 - 1 検査工（金属・電気製品）
 - 2 包装工，瓶詰め工，缶詰工，液体充填工
- 138 他のすべての塗装・連続組立て・製品検査・包装関連作業の従事者
 - 1 実験室助手
 - 下記の製品の検査工・試験工
 - 2 繊維製品
 - 3 食品
 - 4 ゴム製品
 - 5 プラスチック製品
 - 6 木製品
 - 7 紙製造・加工・印刷作業の検査者・選別者
 - 8 紙製造・加工・印刷作業の組立て工
 - 9 プラスチック製品の組立て工
 - 10 計量工
 - 11 他に分類されない品質格付け工，選別工，選定工
 - 12 他に分類されない塗装・組立て関連作業の従事者
- 大分類14 建設業，鉱業および他に分類されない関連業務の従事者**
- 139 他に分類されない建築・土木業の監督者
 - 下記の監督者
 - 1 煉瓦積み工・タイル積み工
 - 2 石工，石切り工
 - 3 左官
 - 4 屋根ふき工・ガラス工
 - 5 雑役夫，一般建築作業員
 - 6 鉄道工夫
 - 7 道路舗装工，コンクリート打ち工
 - 8 道路工夫
 - 9 機械舗装工，敷石積み工
 - 10 下水処理場作業員
 - 11 主管・引込み管の配管工，管接続工
 - 12 他に分類されない建設業務の作業員
- 140 建築・建設業の作業員
 - 1～5：139の1～5に該当
 - 6 建築工（申告による）
- 141 コンクリート打ち工，道路舗装工，鉄道工夫
 - 1～4：139の6～9に該当

- 142 下水処理場作業員，下水工（保全），主管・引込み管の配管工，管接続工
 - 1～2：139の10～11に該当
- 143 土木業の作業員，職人の手伝い，他に分類されない建築業の作業員
 - 1 職人の手伝い
 - 2 建築業・土木業の一般作業員
- 144 石炭業の監督者
- 145 採炭夫（切羽訓練を受けている者）
- 146 他のすべての建設・鉱業・採石業・さく井業および関連業務の従事者
 - 1 鉱夫（石炭業を除く），石切り工，さく井工
 - 2 他に分類されない建設業の従事者
- 大分類15 運輸，材料移動，貯蔵および関連業務の従事者**
- 147 船・はしけ・その他の船舶の業務の監督者
- 148 甲板・機関室の作業員，はしけ船頭，大型ボート運行員
- 149 鉄道輸送業務の監督者
 - 1 鉄道車掌
 - 2 信号手，踏切手
 - 3 転轍手，ポイント切替え手
 - 4 他の鉄道輸送業務の監督者
- 150 鉄道輸送業務の従事者
 - 1 運転士，機関士
 - 2 鉄道車掌
 - 3 信号手，踏切手
 - 4 転轍手・ポイント切替え手
- 151 道路輸送業務の監督者
 - 1 バス運行管理者
 - 2 貨物自動車運転手の監督者
 - 3 他の道路輸送業務の監督者
- 152 バス・大型バス・大型貨物自動車等の運転者
 - 1 バス・大型バスの運転者
 - 2 道路輸送車の運転者
 - 3 他の自動車の運転者
- 153 バス車掌，運転助手
- 154 土木作業場の作業員・材料移動装置の運転業務の監督者
 - 下記の監督者
 - 1 土砂移動装置・土木機械の運転者
 - 2 クレーンの運転者
 - 3 フォークリフト・土木トラックの運転者
 - 4 吊上げ機の運転者

155 土木機械・フォークリフト・土木用トラック・
クレーンの運転者

1～3：154の1～3に該当

156 材料移動・貯蔵業務の監督者

下記の監督者

1 倉庫管理者

2 仲仕、港湾労働者

3 貨物運搬夫

4 廃品回収人、ごみ捨て場掃除夫

157 倉庫番人、仲仕、倉庫・市場その他の荷物運搬
夫

1～4：156の1～4に該当

158 他のすべての輸送業務・材料移動・貯蔵および
関連業務の従事者

1 吊上げ機の運転者

2 他に分類されない輸送業務・材料移動・貯蔵
および関連業務の従事者

大分類16 その他の業務の従事者

159 その他の業務の監督者

下記の他に分類されない作業員・不熟練労働者の
監督者

1 織物原料（織物製品を除く）

2 化学工業および関連業務

3 コークス炉・ガス製造炉

4 ガラス・陶磁器

5 機械工業および関連業種の鋳造場

6 機械工業および関連業務

7 石炭業

8 その他

160 一般労働者：他に分類されない一般作業員・不
熟練労働者

1～3：159の1～8に該当

161 すべての他に分類されない職業の従事者

1 ボイラー運転工

2 すべての他に分類されない職業の従事者

大分類17 記述不十分または無回答の職業の従事者

1 記述不十分の者

2 無回答の者